

令和元年第3回由利本荘市議会定例会（9月）会議録

令和元年9月20日（金曜日）

議事日程第5号

令和元年9月20日（金曜日）午前10時開議

- 第1. 委員長審査報告
- 第2. 報告第18号 令和元年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第2号）専決処分報告
- 第3. 報告第19号 令和元年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第3号）専決処分報告
- 第4. 報告第20号 令和元年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告
- 第5. 認定第1号 平成30年度由利本荘市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第6. 認定第2号 平成30年度由利本荘市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7. 認定第3号 平成30年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8. 認定第4号 平成30年度由利本荘市診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9. 認定第5号 平成30年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10. 認定第6号 平成30年度由利本荘市情報センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11. 認定第7号 平成30年度由利本荘市奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12. 認定第8号 平成30年度由利本荘市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13. 認定第9号 平成30年度由利本荘市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14. 認定第10号 平成30年度由利本荘市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15. 認定第11号 平成30年度由利本荘市スキー場運営特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16. 認定第12号 平成30年度由利本荘市小友財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17. 認定第13号 平成30年度由利本荘市北内越財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18. 認定第14号 平成30年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 第19. 認定第 15号 平成30年度由利本荘市水道事業会計決算認定について
- 第20. 認定第 16号 平成30年度由利本荘市ガス事業会計決算認定について
- 第21. 議案第137号 由利本荘市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 第22. 議案第138号 由利本荘市学校給食費に関する条例の制定について
- 第23. 議案第139号 由利本荘市税条例の一部を改正する条例案
- 第24. 議案第140号 由利本荘市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案
- 第25. 議案第141号 由利本荘市印鑑条例の一部を改正する条例案
- 第26. 議案第142号 由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第27. 議案第143号 由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例案
- 第28. 議案第145号 由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案
- 第29. 議案第146号 由利本荘市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第30. 議案第148号 物品（除雪ドーザ）購入契約の締結について
- 第31. 議案第149号 物品（除雪ドーザ）購入契約の締結について
- 第32. 議案第150号 物品（給食配送用車両）購入契約の締結について
- 第33. 議案第153号 財産の無償譲渡について
- 第34. 議案第154号 令和元年度由利本荘市一般会計補正予算（第7号）
- 第35. 議案第155号 令和元年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第2号）
- 第36. 議案第156号 令和元年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第37. 議案第157号 令和元年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第38. 議案第158号 令和元年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第39. 議案第159号 令和元年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第1号）
- 第40. 議案第160号 令和元年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第41. 議案第162号 令和元年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第4号）
- 第42. 議案第164号 令和元年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第5号）
- 第43. 議案第165号 令和元年度由利本荘市一般会計補正予算（第8号）
- 第44. 議案第166号 令和元年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 第45. 追加提出議員発案の説明並びに質疑
議員発案第4号及び議員発案第5号 2件
- 第46. 議員発案第4号 森林・林業・木材関連政策の推進を求める意見書の提出について

て

第47. 議員発案第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

第48. 議会改革特別委員会の廃止

本日の会議に付した事件

第1から第48までは議事日程第5号のとおり

第49. 総合防災公園整備特別委員会の廃止

出席議員（25人）

1番	阿部	十全	2番	岡見	善人	3番	正木	修一
4番	伊藤	岩夫	5番	今野	英元	6番	佐々木	隆一
8番	佐々木	茂	9番	三浦	晃	10番	高野	吉孝
11番	佐藤	義之	12番	小松	浩一	13番	伊藤	順男
14番	長沼	久利	15番	吉田	朋子	16番	佐藤	健司
17番	佐々木	慶治	18番	渡部	功	19番	大関	嘉一
20番	佐藤	勇	21番	湊	貴信	22番	伊藤	文治
23番	高橋	和子	24番	高橋	信雄	25番	三浦	秀雄
26番	渡部	聖一						

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部	誠	副市長	阿部	太津夫
副市長	九嶋	敏明	監査委員	鈴木	祐悦
教育長	佐々田	亨三	企業管理者	藤原	秀一
総務部長	小川	裕之	企画調整部長	三森	隆
市民生活部長	茂木	鉄也	健康福祉部長	池田	克子
農林水産部長	保科	政幸	商工観光部長	畑中	功
建設部長	須藤	浩和	まるごと営業部長	今野	政幸
大内総合支所長	堀川	鋼毅	東由利総合支所長	佐藤	博敦
西目総合支所長	齋藤	一昭	教育次長	武田	公明
消防長	野口	元			

議会事務局職員出席者

局長	鎌田	正廣	次長	阿部	徹
書記	高橋	清樹	書記	古戸	利幸
書記	佐々木	健児	書記	成田	透

午前10時00分 開 議

○議長（渡部聖一君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、25名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、御報告申し上げます。

去る9月4日、市役所正庁において、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に、20番佐藤勇君、副委員長に、25番三浦秀雄君が選出されております。

さて、第28回全国市町村交流レガッタが、いよいよ、大分県日田市を会場に、今月28日と29日の二日間にわたり開催されることになっております。

当市議会からは、議会議員の部へ子吉川クルーが、並びに議会議員シニアの部へ鳥海山クルーの2チームが、また、市民クルーとして、男女それぞれの成年、壮年、熟年の部へ6チームの計8チームが出場を予定しております。

全チームの皆さんが、これまでの練習の成果を存分に発揮され、ボートのまち由利本荘にふさわしい御活躍をされますよう、御期待申し上げます。

-
- 議長（渡部聖一君） 本日の議事は、日程第5号をもって進めます。
それでは、本日の議事に入ります。

-
- 議長（渡部聖一君） 日程第1、これより、報告第18号から報告第20号までの3件、認定第1号から認定第16号までの16件、議案第137号から議案第143号まで、議案第145号、議案第146号、議案第148号から議案第150号まで、議案第153号から議案第160号まで、議案第162号、議案第164号から議案第166号までの24件の計43件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、決算審査特別委員長の報告を求めます。20番佐藤勇君。

【決算審査特別委員長（佐藤勇君）登壇】

- 決算審査特別委員長（佐藤勇君） おはようございます。決算審査特別委員会の審査の結果について御報告申し上げます。

今定例会において、当特別委員会に審査付託されました平成30年度決算認定に係る案件は、一般会計決算及び特別会計決算13件、事業会計決算2件の計16件であります。

当特別委員会は、各常任委員会及び総合防災公園整備特別委員会を、それぞれ分科会として所管ごとに審査した後、去る9月17日に開催された決算審査特別委員会において、各分科会主査報告を受け、委員会の採決を行っております。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査過程での概要を御報告申し上げます。

初めに、認定第1号一般会計決算認定についてであります。

全体の収支決算の概要であります。歳入決算額は前年度比7.7%減の507億855万円、これに対し歳出決算額は7.7%減の484億4,692万4,000円であり、これによる歳入歳出差引額は22億6,162万6,000円であります。

これから、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、19億360万円の黒字決算となっております。

また、前年度の実質収支との差し引きによる単年度収支は1億4,344万1,000円の赤字

となっておりますが、これに実質的な黒字要素である基金への積み立てや、地方債繰上償還額を加えた実質単年度収支においては、3億1,313万5,000円の黒字となっております。

歳入の主な概要につきましては、市税、財産収入及び繰越金などの自主財源が27.9%、地方交付税、国・県支出金及び市債などの依存財源が72.1%の構成比となっております。

自主財源の根幹であります市税は79億6,726万6,000円で、前年度より0.7%増となり、歳入全体に占める割合は15.8%であります。

なお、収入率は、現年度分、滞納繰越分合わせて96.7%で、前年度より0.2ポイント増となっております。

一方、主要な依存財源である地方交付税は186億7,611万1,000円で、前年度より3億3,410万7,000円の減額となっており、歳入全体では36.8%を占めております。

次に、歳出ですが、各費目別の事業実績概要につきましては、決算附表等の資料に記載のとおりであり、また9月17日の主査報告において報告されたとおりであります。

なお、一般会計における年度末の市債現在高は706億343万4,000円であり、前年度末と比較し1億3,576万5,000円、率にしておよそ0.2%の増となっております。

以上、御報告申し上げました平成30年度一般会計決算につきましては、適正に予算執行されているものと認められ、認定すべきものと決定した次第であります。

次に、認定第2号から認定第14号までの13件の各特別会計並びに認定第15号、認定第16号の2件の事業会計の計15件の決算につきましては、いずれも適正に予算執行がなされているものと認められ、認定すべきものと決定した次第であります。

なお、第1分科会及び第2分科会での審査において、市税及び国民健康保険税の収納率が、合併後の最高値を更新し、また県内13市中、1位になったことなどについて、課税、徴収を担当する職員においては、その努力を評価するとともに、税の公平性の観点からも、引き続き適切で効果的な収納対策に務められたいとの発言が、また第4分科会での審査過程で、各未収金については、滞納額は減少しており、一定の改善が認められるものの、不納欠損処分については、歳入の確保及び負担の公平性から、今後も慎重かつ厳正に対処していただきたいとの発言がありましたことを申し添えます。

最後に、本市においても人口減少は続いており、少子高齢化が進む中において、快適な生活に対する市民ニーズはますます多様化しており、今後も持続的に発展するまちづくりと、さらなる市民福祉の向上が求められております。

こうした中において、普通交付税の合併算定がえなど、そのほか有利な制度は一定の区切りを迎えることとなり、なおもって厳しい財政運営が予想されますが、将来を見据え、効果的かつ効率的な行財政運営に、より一層の努力を傾注されますことをお願い申し上げます。決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 次に、総務常任委員長の報告を求めます。21番湊貴信君。

【総務常任委員長（湊貴信君）登壇】

○総務常任委員長（湊貴信君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

報告いたします案件は、専決処分報告1件、条例関係4件、補正予算4件の計9件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります
が、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、専決処分報告であります。

報告第18号一般会計補正予算（専決第2号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは歳入19款で、これは歳出10款に係る財源分として、前年度繰越金30万円を追加し、6月28日付で専決処分したものであり、報告のとおり承認すべきものとしたものであります。

続いて、条例関係であります。

議案第137号地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてであります。これは地域経済牽引事業による本市の経済活性化及び雇用創出のために、固定資産税の課税を免除するための条例を制定しようとするものであります。

なお、この地域経済牽引事業につきましては、県があらかじめ国の承認を得ており、本市においては電子部品製造業が対象であるとの説明を受けております。

次に、議案第139号税条例の一部を改正する条例案であります。これは認可地縁団体などの収益事業を行わない団体の法人市民税について、前年度から引き続き減免要件に該当すると認められた場合に、減免申請書の提出を不要とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第140号過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、課税免除の対象資産の取得期間を、令和3年3月31日までに延長するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第146号消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは地方公務員法の一部改正に伴い、消防団員の欠格条項を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

これら4件の施行日は、全て交付の日からとされており、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算であります。

初めに、議案第154号一般会計補正予算（第7号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款から16款、18款から21款、歳出では2款、9款並びに地方債であります。

まず、歳入であります。14款国庫支出金では自主防災組織等のリーダー育成等に係る委託金の措置、15款県支出金では全国消費実態調査費委託金の追加、16款財産収入では物品売払収入、18款繰入金では各基金からの繰入金、19款繰越金では前年度繰越金をそれぞれ増額、20款諸収入では消防団員安全装備品整備等助成金の措置、21款市債では臨時財政対策債の減額であります。

次に、歳出であります。2款総務費では職員時間外手当及び法人市民税の過年度還付金の増額、5月1日付人事異動や中途退職による人件費の減額、全国消費実態調査費の増額、9款消防費では大内岩谷地区の消火栓撤去工事に伴う経費及び防災行政無線折林局ほか2局の修繕経費の措置などが主なものであります。

また、地方債補正につきましては、臨時財政対策債ほか2件について、起債限度額をそれぞれ減額変更しようとするものであります。

次に、議案第165号一般会計補正予算（第8号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入15款及び19款、歳出2款であります。

先に、歳出2款から申し上げますが、これはマイナンバーカードを使った消費活性化策である自治体ポイントの活用環境を整備するため、協力する市内店舗にカードリーダーを無料配布するための経費175万9,000円を追加し、その財源として歳入15款に県補助金を同額措置しようとするものであります。

なお、歳入19款につきましては、ほかの歳出各款に係る一般財源分として、前年度繰越金を5,263万円増額しようとするものであります。

次に、議案第155号情報センター特別会計補正予算（第2号）であります。歳入では負担金及び前年度繰越金を増額、歳出では伝送路幹線復旧費等を措置し、歳入歳出それぞれ861万円増額し、補正後の予算総額を4億8,288万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第160号小友財産区特別会計補正予算（第1号）であります。歳入では基金繰入金を増額、歳出では森林組合への出資金等を措置し、歳入歳出それぞれ8万7,000円増額し、補正後の予算総額を221万7,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。4件の一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、審査の過程において、市当局よりケーブルテレビの民間移行についての報告がありました。

今定例会の一般質問での市長答弁にもありましたように、民間移行検討委員会からの提言はIRU契約による民間事業者への設備の貸し出しが望ましいとのことでしたが、市としてはまずは設備も含めた譲渡を目指し、今後、民間移行推進計画を策定することとあります。

審査のまとめの際に、委員の間でも討議いたしました。民間へ移行するに当たっては市の負担軽減もさることながら、利用者である市民の利益、すなわち提供しているサービスの維持・向上、また事業の継続が担保されることが重要であり、計画を策定する際には、課題を整理し、慎重に検討していただきたいとの意見が、各委員から述べられましたことを申し添えます。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。9番三浦晃君。

【教育民生常任委員長（三浦晃君）登壇】

○9番（三浦晃君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

報告いたします案件は、専決処分報告3件並びに条例案4件、補正予算案2件及びその他2件の計11件であります。

審査結果につきましては、審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、専決処分報告についてであります。

報告第18号一般会計補正予算（専決第2号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出10款教育費であります。

これは、新山、小友、石沢及び矢島の各小学校に関して、扇風機の導入を初めとして、児童の熱中症対策のために必要な経費を追加するため、6月28日付で専決処分したものであります。

次に、報告第19号一般会計補正予算（専決第3号）専決処分報告であります。これはカリキュラム・マネジメント調査研究事業委託の採択に伴う補正であり、歳入14款国庫支出金、歳出10款教育費において、それぞれ必要な経費を追加したものであります。事業実施に係るカリキュラム・マネジメント検討会議を早期に開催する必要があったことから、8月1日付で専決処分したものであります。

次に、報告第20号診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。これは鳥海診療所の医師が6月末日をもって退職することとなったことに伴い、7月以降の診療に係る医師派遣等の経費を追加したものであります。歳入では前年度繰越金、歳出では鳥海診療所運営費の追加であり、歳入歳出それぞれ808万4,000円を追加し、総額を2億5,809万9,000円とし、6月28日付で専決処分したものであります。

以上、御報告申し上げました3件の専決処分報告につきましては、緊急やむを得ないものと認め、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

続いて、条例関係についてであります。

議案第138号学校給食費に関する条例の制定についてであります。これは教職員の負担軽減等を図ることを目的に、市内全小中学校、1日当たり約6,500食分の給食費について、市の会計による一括管理を行うため、施行日を令和2年4月1日として条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第141号印鑑条例の一部を改正する条例案であります。これは住民基本台帳法施行令の改正に伴い、社会において旧氏を使用しながら活動している女性が増加している中で、さまざまな活動の場面で旧氏を使用しやすくなるよう、旧氏での印鑑登録や登録証明書への旧氏併記を可能にするため、施行日を11月5日として条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第142号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案であります。これは子ども・子育て支援法等の改正に伴い、特定地域型保育事業を行う者に求められる特定教育・保育施設等との連携の要件を緩和するため、施行日を公布の日として条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、現在のところ市内に該当する事業者はないとの説明を受けております。

次に、議案第143号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例案であります。これは子ども・子育て支援法の改正に伴い、条文を整理するため、施行日を公布の日として条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました4件の条例案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、その他の案件についてであります。

議案第150号物品（給食配送用車両）購入契約の締結についてであります。これは北部学校給食センターにおける給食配送用車両6台について、秋田いすゞ自動車株式会社由利営業所と4,521万円で契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案153号財産の無償譲渡についてであります。これは由利地域の久保田児童遊園地の土地を、久保田部落会に無償譲渡するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算についてであります。

議案第154号一般会計補正予算（第7号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では9款、12款、14款、15款、20款及び21款、歳出では2款から4款及び10款並びに債務負担行為であります。

歳入の主なものであります。9款地方特例交付金では子ども・子育て支援臨時交付金の追加、12款分担金及び負担金では軽度生活援助事業利用者負担金の追加であります。

14款国庫支出金では、障がい者自立支援給付支払等システム事業補助金の追加、15款県支出金では地域医療介護総合確保基金事業交付金の追加であります。

20款諸収入ではプレミアム付商品券売上収入の追加、21款市債では（仮称）由利本荘市いきいきこどもプラザ整備事業債の減額であります。

歳出の主なものは、消費税率の改定に伴う各施設の指定管理委託料の追加のほか、2款総務費ではマイナンバーカード取得率向上に向けた、各種施策の推進に対応するための、交付事務補助用端末の購入に係る戸籍住民基本台帳費の追加であります。

3款民生費では幼保無償化・市単独による副食費の完全無償化に係る経費や、令和3年から始まる健康管理支援事業のためのデータ作成委託料、地域密着型介護施設開設に係る施設整備費補助金の追加であります。

4款衛生費では妊婦及び乳幼児から中学生までを対象に、インフルエンザ予防接種料金1回当たり1,000円を助成するための委託料など、感染症等予防対策費の追加であります。

10款教育費では、各小中学校、社会教育施設及び体育施設における改修、修繕、維持管理などの経費の追加のほか、拠点校、協力校英語授業改善事業委託事業の採択に伴う、英語教育改善プログラム事業費や鳥海山木のおもちゃ美術館隣接地に公園として整備する（仮称）あゆの森実施設計委託料の追加であります。

債務負担行為では、市内小中学校のパソコン機器等を一括更新するとともに、統合型校務支援システム導入による教職員事務の軽減とセキュリティの強化を図るため、小中学校ICT機器更新事業について、令和元年度から令和7年度までの期間、限度額7億5,000万円として、追加しようとするものであります。

最後に、議案第156号介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）では、歳入において鳥寿苑財政調整基金繰入金の追加、歳出では鳥寿苑ボイラー修繕費の追加であり、歳入歳出それぞれ53万円を追加し総額を5,687万4,000円にしようとするものであります。

す。

以上、御報告申し上げました2件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、付託案件に係る審査の概要であります。このほか当局から鳥海診療所の休診日における事業及び矢島学園構想について報告がありました。

鳥海診療所では、7月から診療日が週3日体制となっておりますが、9月から休診日を活用し、看護師等による医療・保健・介護等の相談事業を実施するもので、内容は戸別訪問活動、診療所の開放、地域の保健事業への取り組みなどです。

高齢者や地域住民に寄り添った事業であり、評価するとともに、患者や地域住民の不安解消、健康づくりの推進が図られるものと大いに期待するものであります。

また、矢島学園構想は矢島小学校の改築時期を迎え、現在行っている中高連携教育を、今後、矢島小学校を含めた小・中・高連携教育に発展させ、学校と地域が一体となって、持続可能な地域社会の構築を目指すものであります。

5年後、10年後を見据えた構想であることは理解できるものであります。今後のまちづくりにもかかわることであり、地域住民の理解を得ることが不可欠であります。

同じく改築が予定されている新山小学校にも言えることではありますが、今後、丁寧で慎重な地域住民への説明を行うとともに、地域事情に十分配慮しながら進めていただくよう、当常任委員会からお願い申し上げます。

最後に、現在建設工事が進められている（仮称）いきいきこどもプラザの運用について、委員の間で意見が交わされましたが、学童保育の本来の目的とあわせ、より健やかな児童の成長を願い、各関係機関と連携を図りながら、総合的な相談窓口にもなれるような弾力性に富んだ運用を期待するものであります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 次に、産業経済常任委員長長の報告を求めます。23番高橋和子さん。

【産業経済常任委員長（高橋和子君）登壇】

○23番（高橋和子君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、予算案3件であります。

審査結果については、審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第154号一般会計補正予算（第7号）であります。当委員会が審査いたしましたのは、歳入13、15及び16款、歳出2、5から7款並びに債務負担行為であります。主な内容を御報告申し上げます。

歳入13款使用料及び手数料では、電柱設置に係る農道占用料の追加、15款県支出金では元気な中山間農業応援事業費補助金の追加、16款財産収入では企業支援貸工場石脇第2、第3工場並びに第4、第5工場の土地・建物売却収入の追加であります。

続いて、歳出2款総務費では定住促進奨励金の追加、5款労働費では職員時間外勤務手当の追加であります。

6款農林水産業費では、元気な中山間農業応援事業費補助金の追加のほか、鳥海地域

の模測地区林業研修センターの譲渡に向けた施設修繕料及び松ヶ崎及び西目漁港のしゅんせつ土砂運搬処理費用の追加であります。

7款商工費では、スキー場運営特別会計への繰入金や株式会社フォレスタ鳥海事業運営費補助金の追加であります。債務負担行為では、省エネルギーサービス業務委託料について、消費税増税分として令和2年度において、限度額10万3,000円として設定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました予算案は、慎重に審査した結果、次の意見を付して原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

意見。

株式会社フォレスタ鳥海への運営費補助金については、昨年、改善計画が策定されたにもかかわらず、確実な進行が見られないことは遺憾である。しかしながら、経営状況の改善を図るためには、外部の専門機関による経営診断や検証及び指導を実施するなど、市としても次の指定管理更新に向けて今後の方向性や第三セクターのあり方などについて検証すべきである。

次に、議案第159号スキー場運営特別会計補正予算（第1号）は、歳入では一般会計からの繰入金及び繰越金の追加、歳出では、鳥海高原矢島スキー場クワッドリフトフード開閉レール及び圧雪車の修繕経費の追加であり、歳入歳出それぞれ580万円追加し、総額を8,547万3,000円にしようとするものであります。

最後に、議案第165号一般会計補正予算（第8号）であります。当委員会が審査いたしましたのは、歳出6、7及び11款であります。8月10日の豪雨に伴う復旧費の追加が主なものであります。

歳出6款農林水産業費では、被災した農地・農業用施設災害復旧などに対する補助金の追加、7款商工費では由利高原鉄道株式会社から、貸し切りバス事業用地を取得するため、用地測量と分筆登記に係る委託料の追加であります。

11款災害復旧費では被災した林道施設災害復旧に係る経費及び大内地域の軽井沢福沢線林道災害復旧工事箇所において、大量の湧水が盛り土内部の岩盤上を流れたことにより、法面が崩落したための手戻工事に伴う補償金の追加であります。

以上、御報告申し上げました2件の予算案は、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、審査報告を終わりますが、最後に由利高原鉄道株式会社の貸し切りバス事業用地及び鳥海山観光ビジョンに係る鳥海ダム建設周辺地の現地調査を行いましたので、これについて御報告申し上げます。

貸し切りバス事業用地は、由利高原鉄道株式会社のバス事業撤退に伴い、市が無償借り受けしているバス格納庫用地を取得しようとするものであり、バスの出入り口等の安全性や格納庫の現状などを調査いたしました。

取得予定の土地の状況は市有地も隣接しており、特に問題はなく、格納庫施設に関しては事務所等が附属しておるものの、施設内にトイレがなく、これまで社員は矢島駅のトイレもしくは駅前公衆トイレを使用していたことから、今後はトイレ等の設置など検討すべきと考えます。

なお、事業撤退後は新たな受託事業者を公募し、来年4月には事業再開の予定である

とのことであります。

次に、鳥海ダム建設周辺地であります。ダム事業は9月5日に損失補償に関する協定書調印式が行われ、本格的にダム建設が進むことになり新たな段階に入りました。

視察した建設周辺地では、つけかえ道路5,500メートル、橋4カ所、トンネル6カ所が建設され、法体の滝まで通る予定であります。現道は幅員5.5メートルであります。今後の交通状況や観光道路としての位置づけを考慮すると7メートルが必要とのことであります。

ダム完成後は、法体の滝、ダム湖、鳥海山などを含め、周辺地域一体が市内最大の観光資源になるものであり、市でも今後、観光振興方策を早急に策定するよう全力で取り組むべきと考えます。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。10番高野吉孝君。

【建設常任委員長（高野吉孝君）登壇】

○建設常任委員長（高野吉孝君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、条例改正1件、契約締結2件及び補正予算7件の計10件であります。

審査の結果につきましては、審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第145号市営住宅設置条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、岩城地域の市営住宅愛宕団地、観音下団地、緑ヶ丘西団地及び愛宕西団地において、一部を用途廃止することに伴い条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第148号物品（除雪ドーザ）購入契約の締結について及び議案第149号物品（除雪ドーザ）購入契約の締結についてであります。これは、岩城及び鳥海地域に配備する除雪ドーザの購入について、指名競争入札の結果、それぞれ1,732万5,000円と1,771万円でコマツ秋田株式会社由利支店と契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第154号一般会計補正予算（第7号）であります。当委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14及び21款、歳出では4、6、8及び11款並びに債務負担行為であります。

初めに、歳入であります。国の予算内示により、14款国庫支出金で、社会資本整備総合交付金を増額し、21款市債で、羽後本荘駅周辺整備事業債を減額するものであります。

歳出では、職員人件費を追加するほか、4款衛生費では、浄化槽補助金のかさ上げ補助分を追加するため、浄化槽設置事業費の増額であります。

6款農林水産業費では、集落排水事業特別会計への繰出金の追加であります。

8款土木費2項道路橋梁費では、道路維持事業費及び冬季交通等確保事業などの除排雪費の追加が主なものであります。

5項都市計画費では、出戸都市下水路排水樋管ゲート開閉機のふぐあいに伴う修繕費の追加であります。

6項住宅費では、岩城及び西目地域における住宅修繕費の追加であります。

11款災害復旧費では、6月中旬から下旬の豪雨に伴い、普通河川小杉沢川など5カ所の災害復旧に要する費用の追加であります。

また、債務負担行為では、大型ロータリー除雪機賃貸借の消費税増税分について、令和2年度から令和9年度までの期間、限度額152万円を追加しようとするものであります。

次に、議案第157号下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入では、国庫補助金の決定や県工事の延期などにより、国庫支出金、工事関連補償費、市債の減額及び繰越金を追加しようとするものであります。

歳出では、職員人件費を追加するほか、県工事の延期による本荘地区事業費の減額、決算額確定による消費税の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ6,326万7,000円を減額し、補正後の予算総額を31億7,805万円にしようとするものであります。

継続費では、水林浄化センター長寿命化事業において、令和元年度の年割額を減額しようとするものであります。また、地方債補正では、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の起債限度額を減額しようとするものであります。

次に、議案第158号集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入では、国庫補助金の決定などにより、国庫支出金及び市債の減額、繰入金及び繰越金の追加であります。

歳出では、職員人件費を追加するほか、道路法改正に伴うマンホール周辺の補修費用の追加、精査による工事請負費の減額などが主なものであり、歳入歳出それぞれ946万4,000円を減額し、補正後の予算総額を22億231万2,000円にしようとするものであります。また、地方債補正では、農業集落排水事業の起債限度額を減額しようとするものであります。

次に、議案第162号水道事業会計補正予算（第4号）であります。これは、国道107号の道路改良に伴い、配水管布設がえ工事を追加しようとするものであります。

初めに、主要な建設改良事業であります。配水管布設工事の事業予定量を1,380万5,000円追加し、13億212万7,000円にしようとするものであります。

収益的支出では、水道事業費用の予定額を205万4,000円追加し、総額を24億2,433万3,000円にしようとするものであります。

資本的収入では、予定額を845万9,000円追加し、総額を11億322万円に、同じく支出では、予定額を1,426万4,000円追加し、総額を24億2,000万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第164号ガス事業会計補正予算（第5号）であります。議案第162号と同様に、国道107号の道路改良に伴い、ガス管敷設がえ工事を追加しようとするものであります。

初めに、主要な建設改良事業であります。本支管布設工事の事業予定量を1,199万円追加し、2億5,696万8,000円にしようとするものであります。

資本的収入では、予定額を1,079万円追加し、総額を2億9,681万4,000円に、同じく支出では、予定額を1,199万円追加し、総額を5億5,533万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第165号一般会計補正予算（第8号）についてであります。当委員会に審査付託になりましたのは、歳出6及び11款であります。

6款農林水産業費では、集落排水事業特別会計への繰出金の追加であります。

11款災害復旧費では、8月10日の豪雨に伴い、市道など44カ所の災害復旧に要する費用の追加であります。

最後に、議案第166号集落排水事業特別会計補正予算（第3号）であります。これは、大内地域の芦渚処理場非常用エンジンポンプ等の故障に伴い、歳入で繰入金を追加、歳出では修繕料を追加するもので、歳入歳出それぞれ350万円追加し、補正後の予算総額を22億581万2,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました10件の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 次に、総合防災公園整備特別委員長の報告を求めます。24番高橋信雄君。

【総合防災公園整備特別委員長（高橋信雄君）登壇】

○総合防災公園整備特別委員長（高橋信雄君） 総合防災公園整備特別委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当特別委員会に審査付託になりました案件は、補正予算1件であります。審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

議案第154号一般会計補正予算（第7号）であります。当特別委員会に審査付託になりましたのは、歳出2款及び10款であります。

歳出2款総務費においては、スポーツ宿泊補助金として、負担金補助及び交付金を50万円増額しようとするものであります。

歳出10款教育費においては、消費税率の引き上げに伴い、由利本荘総合防災公園の指定管理委託料を241万6,000円増額しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後になりますが、当特別委員会は、平成27年6月に設置されて以来、東北地方最大級のフロア面積を有する、アリーナの施設整備や運営体制に加え、災害発生時における避難拠点としての役割や、機能などについても慎重に調査や協議を重ねてまいりました。昨年7月より、指定管理者による総合防災公園の運営、維持管理が開始されており、10月1日のグランドオープン以降、想定来場者数を上回るペースで、多くの方々より当施設が利用されている現状については評価するところであり、一部の外構工事が継続して行われているところではあります。当特別委員会としての役割は果たされたものと判断しているところであり、市当局におかれましては、さらなる利用促進に向けて鋭意取り組まれているところではあります。集客が見込めるイベントなどの開催時には、市内宿泊施設の不足や、周辺飲食店への波及効果などの課題が明確になっているため、全庁での横断的な連携により、地域活性化、にぎわい創出へ向けて、より一層努力されることを強く望むものであります。今後も、当施設が市民の安全・安心のため

の防災拠点であるとともに、スポーツ交流、にぎわい交流を持続的に発展させるため、利用促進に係る適切な予算措置や運営などを期待することを申し上げ、当特別委員会の最終報告といたします。

以上で、総合防災公園整備特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより、日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び報告・認定・議案についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思いますので、御了承願います。

○議長（渡部聖一君） 日程第2、報告第18号一般会計補正予算（専決第2号）専決処分報告を議題といたします。

総務及び教育民生の両常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって報告第18号は、承認することに決定いたしました。

○議長（渡部聖一君） 日程第3、報告第19号一般会計補正予算（専決第3号）専決処分報告及び日程第4、報告第20号診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって報告第19号及び報告第20号の2件は、承認することに決定いたしました。

○議長（渡部聖一君） 日程第5、認定第1号一般会計決算認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって認定第1号は、認定されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第6、認定第2号国民健康保険特別会計から日程第18、認定第14号松ヶ崎財産区特別会計までの13件の決算認定を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって認定第2号から認定第14号までの13件は、認定されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第19、認定第15号水道事業会計及び日程第20、認定第16号ガス事業会計の2件の決算認定を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、認定第15号及び認定第16号の2件は、認定されました。
-

- 議長（渡部聖一君） 日程第21、議案第137号地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第137号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部聖一君） 日程第22、議案第138号学校給食費に関する条例の制定についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第138号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部聖一君） 日程第23、議案第139号税条例の一部を改正する条例案及び日程第24、議案第140号過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第139号及び議案第140号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第25、議案第141号印鑑条例の一部を改正する条例案から日程第27、議案第143号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第141号から議案第143号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第28、議案第145号市営住宅設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第145号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第29、議案第146号消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第146号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第30、議案第148号物品（除雪ドーザ）購入契約の締結についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第148号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第31、議案第149号物品（除雪ドーザ）購入契約の締結についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第149号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第32、議案第150号物品（給食配送用車両）購入契約の締結

についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第150号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第33、議案第153号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第153号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第34、議案第154号一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

総務、教育民生及び建設の各常任委員長並びに総合防災公園整備特別委員長の報告は、原案を可決すべきもの、産業経済常任委員長の報告は、意見を付して原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第154号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第35、議案第155号情報センター特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第155号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第36、議案第156号介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第156号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第37、議案第157号下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第38、議案第158号集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第157号及び議案第158号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第39、議案第159号スキー場運営特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第159号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第40、議案第160号小友財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第160号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第41、議案第162号水道事業会計補正予算（第4号）及び日程第42、議案第164号ガス事業会計補正予算（第5号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第162号及び議案第164号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第43、議案第165号一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

総務、産業経済及び建設の各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第165号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第44、議案第166号集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第166号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第45、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

初めに、議員発案第4号森林・林業・木材関連政策の推進を求める意見書の提出につ

いてを上程し、提案者の説明を求めます。24番高橋信雄君。

【24番（高橋信雄君）登壇】

- 24番（高橋信雄君） 議員発案第4号森林・林業・木材関連政策の推進を求める意見書の提出については、意見書案の概要を朗読し、提案理由の説明といたします。

我が国の森林資源は、戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源の循環利用を確立させ、公益的機能の維持・増進と林業・木材産業の振興が求められております。

森林・林業基本計画に基づいた施策の推進を図り、主伐後の確実な再造林、国産材需要拡大等の施策の確立が重要です。

また、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、市町村における森林整備の推進が期待されております。

今後は、森林経営管理制度の具体化に向け、森林所有者の確定、境界の明確化や市町村への支援、林業就業者の所得の向上などの対策の強化が重要となっております。

については、来年度予算概算要求における予算の拡充に向けて具体的な進展が図られるよう、8項目において国の責務、予算の確保、施策の具体化、体制の強化、拡充を求め、地方自治法第99条に基づき意見書を提出するものです。議員満場の一致での御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

- 議長（渡部聖一君） 次に、議員発案第5号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを上程し、提案者の説明を求めます。13番伊藤順男君。

【13番（伊藤順男君）登壇】

- 13番（伊藤順男君） 議員発案第5号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、議員各位にその案を既に配付しておりますが、その要旨をもって私から提案をさせていただきます。

本議員発案の過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法の制定により、総合的な過疎対策事業として実施されてきたところであります。

その過疎地域と言われる地域は、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、都市に対する食糧・水・エネルギーの供給や自然環境の保全や地球温暖化の抑制などにも多大な貢献をしており、本市もその一角にあります。

そうした中で、現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和2年度末をもって失効することになりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を維持していくためには、引き続いての総合的かつ積極的な政策確立を推進することが肝要であります。

本市においては平成17年の1市7町合併以来、みなし過疎ということで、現在平成28年から令和2年度末を計画期間とする過疎地域自立促進計画が策定されており、ソフト、ハード事業等を推進する上で欠かすことのできない制度でもあります。したがって関係する市町村が連携して、引き続き総合的な過疎対策の充実・強化推進の観点に立ち、新たな過疎対策法の制定を切望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出するに当たり議員各位の御賛同をお願いをし提案といたします。

以上であります。

- 議長（渡部聖一君） これにて、追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第4号及び議員発案第5号の2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第4号及び議員発案第5号の2件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第4号及び議員発案第5号の2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第4号及び議員発案第5号の2件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（渡部聖一君） 日程第46、議員発案第4号森林・林業・木材関連政策の推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第47、議員発案第5号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第48、議会改革特別委員会の廃止を議題といたします。

お諮りいたします。議会改革特別委員会につきましては、8月27日開催の本会議での今野英元委員長からの報告を踏まえ、議長名により、長谷部市長宛て、議会改革に係る項目を提出し、その推進を要請したことに伴い、所期の設置目的が達成されたと思われまますので、本日をもって当該特別委員会を廃止したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議会改革特別委員会は、本日をもって廃止することに決定いたしました。

なお、平成30年6月定例会での特別委員会設置以降、1年3カ月余りの期間において、延べ30回、30項目について協議・検討の上、最終報告をいただいておりますが、今後、当局の協力もいただきながら、その実現に鋭意取り組んでまいります。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時28分 休 憩

.....
午前11時34分 再開

○議長（渡部聖一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、総合防災公園整備特別委員会の廃止を日程に追加することにいたしました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（渡部聖一君） 日程第49、総合防災公園整備特別委員会の廃止を議題といたします。

お諮りいたします。総合防災公園整備特別委員会につきましては、先ほどの高橋信雄委員長の報告にありまして、所期の設置目的が達成されたと思われまますので、本日をもって当該特別委員会を廃止したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、総合防災公園整備特別委員会は、本日をもって廃止することに決定いたしました。

なお、総合防災公園整備特別委員会におかれましては、長きにわたり、慎重かつ効率的な御審議をいただき、衷心より感謝を申し上げます。

市議会といたしましては、今後とも、ハード・ソフト両面にわたり、かかわってまいりたいと思っております。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は、全て終了いたしました。

去る8月27日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局、監査委員並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもって、令和元年第3回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午前11時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 渡部 聖一

議員 阿部 十全

議員 岡見 善人